

## 法第38条 開発行為に関する工事の廃止の届出書類一覧表

◎届出書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。

◎届出書(正本)の一枚目に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に綴ってください。

法第38条  
省令第32条  
市規則第13条

届出書類・図面等		必須	備考
届出書	開発行為に関する工事の廃止の届出書【省令様式第八】	○	許可を受けた者が届出者となります。
添付書類	委任状		担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。(委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)
	開発行為許可(変更許可)通知書(原本)	○	申請前に交付(受理)された法第29条許可通知書、法第35条の2許可通知書・開発行為変更届書、法第44条許可承継届出書、法第45条開発許可承継承認通知書のうち該当があるものの許可通知書等
	開発行為許可(変更許可)申請書(副本:申請者用)	○	申請者に返却された申請書類(副本)一式
	廃止の理由(任意様式)	○	廃止の理由を記載する。
	区域内の現況写真	○	工事を廃止した日における廃止に係る土地の区域内の状況を明示する現況写真を添付。
	防災上の措置を記載した図書	○	廃止に係る防災上の措置を示す。